

発議第1号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業振興部、都市整備部、上下水道部」を「産業文化部、計画まちづくり部、都市基盤部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の経済建設委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例の施行の日以後最初に、改正後の三島市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に基づく経済建設委員会の委員、委員長又は副委員長が選任されるまで在任する。
- 3 この条例の施行の際現に従前の経済建設委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新条例に基づく経済建設委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

平成29年3月17日提出

発議者 三島市議会全議員